

**宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始日前後における  
宅地造成等規制法（宅造法）に基づく許可の取り扱いについて**

川西市では、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づき、兵庫県知事が**令和7年4月1日に市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定**し、運用を開始します。運用開始日前後の宅地造成等規制法（宅造法）に基づく許可申請や工事については、盛土規制法の届出及び再申請が必要となる場合がありますので、次のとおり、手続きを進めていただきますようお願いします。

なお、本市の標準処理期間を考慮して、**宅造法に基づく許可申請の受付は令和7年2月28日まで**とします。**令和7年3月1日以降は盛土規制法に基づく許可申請**となり、申請に必要な添付書類が追加されますので、ご注意ください。

**【法等の略語】**

旧法……………宅地造成等規制法（宅造法）

新法……………宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

令……………宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

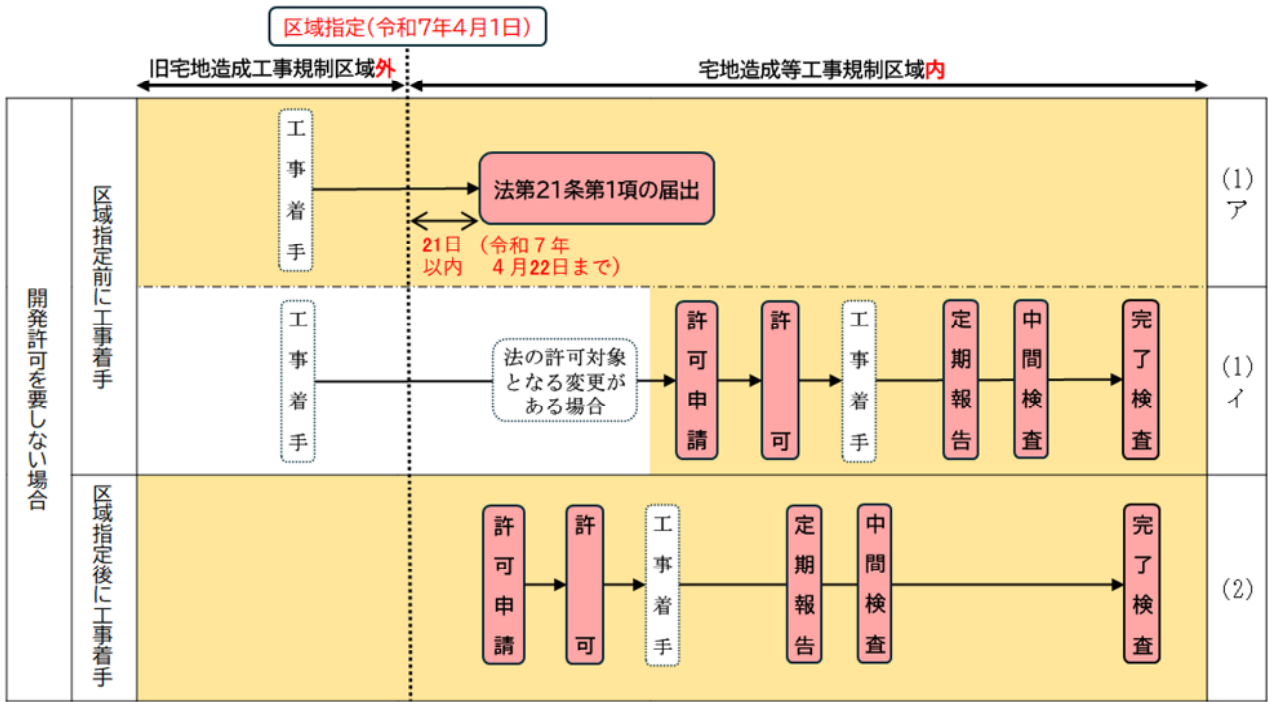
宅地造成……宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で令で定めるもの

特定盛土等…宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして令で定めるもの

土石の堆積…宅地又は農地等において行う土石の堆積で令で定めるもの（一定期間※の経過後に当該土石を除却するものに限る） ※許可日から起算して5年以内

宅地造成等…宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積

1. 旧法の宅地造成工事規制区域外で、新法の許可を要する工事に該当し、開発許可を要しない場合



【凡例】

:法の許可対象となる工事    
  :法に基づく手続    
  :その他の事項

(1) 令和7年3月31日までに工事着手済の場合

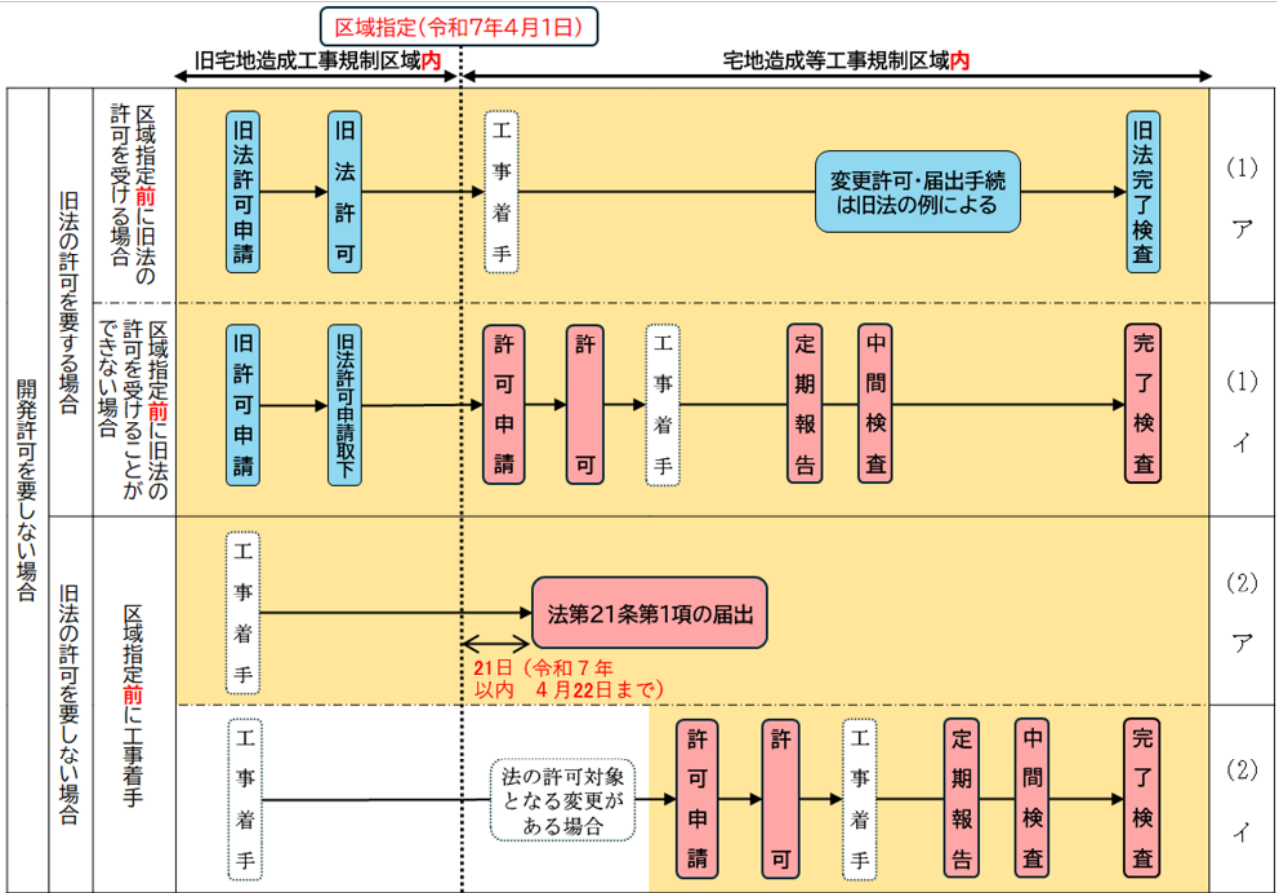
ア	宅地造成等に関する工事の工事主は、令和7年4月22日までに法第21条第1項の届出が必要です。
イ	工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、工事計画の変更により、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することになった場合は、新法第12条第1項の許可が必要です。

(2) 令和7年4月1日以降に工事着手する場合

新法第12条第1項の許可が必要です。

※新法の許可申請は令和7年3月1日から受け付け開始とし、新法の許可(手数料の支払いを含む。)は令和7年4月1日以降となります。

2. 旧法の宅地造成工事規制区域内で、新法の許可を要する工事に該当し、開発許可を要しない場合



【凡例】  
   :法の許可対象となる工事       :法に基づく手続       :旧法に基づく手続       :その他の事項

(1) 旧法の許可を要する工事の場合	
ア	令和7年3月31日までに旧法第8条第1項の許可を受けた宅地造成に関する工事の規制は、これまでどおり、旧法に従います。
イ	令和7年3月31日までに旧法第8条第1項の許可を受けられない場合は、新法第12条第1項の許可が必要です。 <b>※令和7年3月31日までに旧法の許可を受ける見込みがない場合は、令和7年3月1日以降に新法の許可申請を行い、令和7年4月1日以降の許可(手数料の支払いを含む。)を受けてください。</b>
(2) 旧法の許可を要しない工事の場合	
ア	令和7年3月31日までに着手済の宅地造成若しくは特定盛土等(令第3条第4号又は第23条第4号の盛土で、その盛土面積が500㎡以下のもの)又は土石の堆積に関する工事の工事主は、令和7年4月22日までに新法第21条第1項の届出が必要です。
イ	令和7年3月31日までに着手済の工事が宅地造成等に関する工事に該当しない場合であって、工事計画の変更により、変更後の工事が宅地造成等に関する工事に該当することになった場合は、新法第12条第1項の許可が必要です。